

1 審査会の結論

異議申立人が行った「中学校の教職員に関する次の文書1事件、事故及び苦情に関する一切の文書、2氏名、中学校名及び当該中学校における勤務年数が分かる文書、3氏名及び年齢が分かる文書、4氏名及び担当教育が分かる文書、5氏名及び関与する部活動が分かる文書（1から5までについては、中学校が管理する文書を除き、2から5までについては、平成22年度及び平成23年度に作成された文書に限る。）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成24年2月9日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成24年3月26日付け23瀬学教第2129号により実施機関が行った一部開示決定の処分について、この処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申し立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第4条第2号による不開示事由該当性について

本件対象文書のうち教職員名簿に記載された教職員の異動歴の情報については、過去からの学校経営案等により明らかになるところであり、既に公にされている情報である。また、公務員の職務遂行情報でもあることから、不開示とした実施機関の判断には理由がなく、開示請求者の正当な権利を奪う違法かつ不当な開示決定処分である。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第4条第2号による不開示事由該当性について

本件対象文書のうち教職員名簿は、中学校における教職員の氏名、中学校名及

び当該中学校における勤務年数等が記載された文書である。また、教職員名簿は、教職員の人事異動の資料とするために、愛知県教育委員会に提出するものである。

不開示とした教職員の異動歴の情報は、人事に関わる情報であり、個人の評価、個人的事情に係る情報で、人事異動の資料として重要なものである。このことから、条例第4条第6号（原処分不開示理由は条例第4条第2号としたが誤りである。）に該当するため、不開示としたものである。

4 審査の経過

- (1) 平成24年 7月 9日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 平成24年 8月10日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 平成24年12月19日 実施機関から説明聴取
審査
- (4) 平成25年 1月30日 審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、実施機関が特定した本件対象文書のうち、実施機関が条例第4条第2号により、不開示とした下記(1)エ及びオに記載された教職員の異動歴以外については、不開示事由に該当するものと認めているが、下記(1)エ及びオに記載された教職員の異動歴については、不開示事由に該当しないと主張し、開示することを求めている。

このことから、当審査会は、実施機関が条例第4条第2号に該当するものとして不開示とした下記(1)エ及びオ以外については、審査の対象から除外し、下記(1)エ及びオについて、条例第15条第3項の規定に基づき開示決定に係る公文書の提示を求め、下記(1)エ及びオに記載された教職員の異動歴の情報について、審査を行った。

(1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は以下のとおりである。

- ア 交通事故速報、交通事故報告書
- イ 非違行為に関する報告書、非違行為報告書、非違行為に関する速報
- ウ 苦情に関する文書（ファックス文書、きんやの目安箱投稿文書、電子メール打ち出し文書）
- エ 22年度教職員名簿
- オ 23年度教職員名簿

カ 22年度学校経営案

キ 23年度学校経営案

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第4条第2号による不開示事由該当性について

条例第4条第2号は、個人のプライバシーを保護するため、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、不開示とすることを定めたものである。ただし、当該個人が公務員である場合、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、当該公務員の職、氏名等は原則開示しなければならないことを規定している。

この「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議の出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

ただしこれは、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであり、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、身分取扱いに係る情報などは、当該職員にとっては、その「職務の遂行に係る情報」に該当しない。（「人事院 情報公開法に基づく処分に係る審査基準について」より）

本件対象文書の教職員名簿（以下「審査対象文書」という。）については、教職員人事事務電算処理要綱に基づき、所属への赴任年月日、採用年月日、その他職員の人事管理に役立てるための事項が記載されているものであり、その趣旨に鑑みると、審査対象文書に記載された詳細な人事記録は、職員の人事管理上必要とされる教職員個人の身分取扱いに係る情報であって、当該職員の具体的な職務遂行に係る情報には当たらない。

さらに、実施機関が、学校経営案等により教職員の氏名及び学校名を公表していることから、当該資料を過去に遡ることで教職員の異動歴の一部を知ることが可能になるものの、これらは公表時点における当該職員の所属先を明らかにしているものにすぎず、審査対象文書に記載された情報のように採用から現在に至るまでを時系列的に記述した異動歴が既に公表されているわけではない。

以上のことから不開示とした実施機関の判断は妥当である。

また、審査対象文書の審査から不開示とした根拠条文は、条例第4条第2号に該当するだけでなく、実施機関の説明する条例第4条第6号についても該

当する可能性がある」と判断する。条例第4条第6号は、行政の事務事業の実施に関する情報で、その性質上、公にすることにより、当該事務事業を実施する意味を喪失するもの、経費が著しく増大するもの、特定のものに不当に利益を与えることとなるもの等については、事務事業の公正又は適正な実施を確保する観点から不開示とすることを定めたものであり、上記審査から条例第4条第6号に該当することについても併記することが妥当であると判断する。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおり判断した。